登所・登園 許可証明書（医師記入）R7.9月改訂

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証明日：令和　　　年　　　月　　　日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登所・登園してよいことを証明します。

令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から療養開始
令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から登所・登園可

該当疾患に○	疾　患　名	登所・登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水　痘・帯状疱しん	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎（Ａ型）	肝機能が正常になるまで
	その他の感染症（　　　　　　　　　　　　　　　　）	

※　保育所・保育園生活での注意事項

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

医療機関名

医　師　名

（作成：千葉市医師会
千葉市こども未来局幼保指導課）